平成２７年（フ）第６２９号
東京都八王子市長沼町883番地２都営長沼町アパート３号棟104号
債務者　大窪佐由里
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２５２号
茨城県つくば市西岡字西原418番地54
破産者　株式会社ル・グラン
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４３５号
札幌市清田区清田７条１丁目26番３号
破産者　株式会社Ｎ２コーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
群馬県高崎市吉井町吉井314番地１
破産者　株式会社スダ建設工業
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１１号
群馬県藤岡市森新田171番地５
破産者　合同会社アクティア
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１９号
群馬県伊勢崎市境新栄１番地28
破産者　有限会社飛竜
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３０５９号
富山県富山市山室１－１－615
破産者　森橋　秀一
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０８号
東京都新宿区新小川町３番16号
破産者　株式会社法研出版
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０９号
東京都新宿区新小川町３番16号
破産者　株式会社清楓舎
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２４号
東京都東村山市秋津町２丁目12番地５
破産者　藁谷　孝之
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３８号
東京都東村山市久米川町３丁目37番地21
破産者　谷　　敏夫
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４６号
神奈川県藤沢市本町４丁目８番35号
破産者　株式会社ダイダロス
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９７号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目13番１－711号
破産者　有限会社コンボ自動車
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９７号
神奈川県厚木市東町１番12－803号
破産者　株式会社スクーカム
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４５０号
愛知県清須市西枇杷島町恵比須40番地
破産者　株式会社二葉商会
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５１号
愛知県愛西市西保町森浦124番地
破産者　合資会社エスアンドエスサービス
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８８号
愛知県東海市富木島町伏見３丁目２番７号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区昭和町19番地
破産者　株式会社イーエーシー
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
広島県呉市本町６－12　サンコーポ本町１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地広島県呉市西中央５丁目５番16号
破産者　株式会社ｅｘｃｅｅｄ
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４５号
山形県南陽市漆山1981番地
破産者　有限会社高橋工務店
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１２３５号
神奈川県大和市福田5689番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市深見3601番地
破産者　スターライト株式会社
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
鳥取県境港市明治町122番地
破産者　阪鳥食品工業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部